

アセチレン爆発事故を踏まえた注意喚起（1 / 2）

- 5月27日に東京都江戸川区において、建築工事現場の地中に埋まっていたアセチレンガス容器破損による漏えい・爆発及び火災事故が発生し、10名以上の方が負傷され、周囲の建物に多数の損壊が生じました。当該事故の発生を踏まえ、改めて、高圧ガス及び容器の取扱いに関して、注意喚起をいたします。

【1】高圧ガスの適切な廃棄等について

- 高圧ガス保安法令では、高圧ガスの廃棄に係る技術基準（一般則第62条等）において、「廃棄は、容器とともに行わないこと」と規定しており、容器とともに高圧ガスを廃棄することは、法令違反となります。高圧ガスを廃棄する場合は、当該技術基準に基づき、高圧ガスの適切な廃棄を行うようお願いします。
- なお、高圧ガス容器が外傷又は火災を受けた場合における、危険時の災害の発生防止のための応急措置の一つとして、損害を他に及ぼすことのないよう「地中に埋めること」（一般則第84条等）が規定されていますが、地中に埋設したまま放置することを認めるものではありません。地中に容器を放置すると、今回のような事故に繋がる可能性があります。そのため、応急措置として高圧ガス容器を地中に埋設した場合は、直ちに、消防・警察等への届出（高圧法第36条第2項）を行うとともに、関係業界団体等の協力により各地方に設置されている地方高圧ガス容器管理委員会（※）に連絡し、適切な処理が行われるようお願いします。

※高圧ガス保安協会、一般社団法人日本産業・医療ガス協会及び一般社団法人全国高圧ガス溶材組合連合会では、腐食が激しく取扱いが難しい放置された容器等も含め、そうした容器の回収・処理が可能な地方高圧ガス容器管理委員会を紹介しています。

・高圧ガス保安協会：https://www.khk.or.jp/public_information/heads_up/leaving_container.html

・一般社団法人日本産業・医療ガス協会：https://www.jimga.or.jp/business/houchi_youki/

アセチレン爆発事故を踏まえた注意喚起（2 / 2）

【2】高圧ガス容器の適切な管理について

- 今回の爆発事故のような予期しない場所・状況における高圧ガス容器に係る事故を未然に防止するためには、高圧ガス容器の設置場所や利用状況を把握し、適切な管理を行うことが重要です。
- 現状、高圧ガスの販売業者には、販売先の保安の確保を図るため、溶接用アセチレンガスなどの一部の高圧ガスについては、災害の発生の防止に関し必要な事項の周知（高圧法第20条の5）を義務づけると共に、全ての販売業者に対して、保安台帳の整備による高圧ガスの保安状況の適切な管理（一般則第40条第1号等）の徹底等を求めています。
- 例えば、高圧ガスの販売業者によっては、高圧ガスの販売にあたって、容器の定期的な交換や一定期間後の返却等を販売の条件とすることや、バーコード等のデジタル技術により容器の管理を行うことなどにより、容器の設置場所や利用状況等の把握を通じた適切な管理に努めている事業者もあり、このような取組は、高圧ガス容器の適切かつ継続的な管理には有効な取組です。
- また、こうした観点から、地域ごとに自治体・事業者団体等が自主的に策定している高圧ガス容器に係る管理指針等では、消費者が使用しなくなった高圧ガス容器は迅速に回収を行うことや、原則として1年間等の一定の期間を経過したら同じ高圧ガス容器による供給を継続しないこと等が掲げられており、高圧ガス容器の適切な管理にあたっては、こうした指針等に則って対応を行うことは非常に有効となります。
- 加えて、高圧ガス容器の適切な管理にあたっては、高圧ガスの貯蔵の方法に係る技術基準において、高圧ガス容器は「粗暴な取扱いをしないこと」等と規定しており（一般則第6条第2項第8号ト（容器による貯蔵の基準である一般則第18条第2号ロにおいて準用）等）、改めての周知になりますが、「粗暴な取扱い」として、湿気、水滴等による腐食を防止する措置を講じずに腐食が進行しやすい環境に長期間放置する行為（地中や水に浸けたまま長期間放置する等の行為）は、技術基準を違反する行為になりますので、こうした環境に高圧ガスが充填された高圧ガス容器が放置されないよう適切な管理をお願いします。

(参考) 放置された高圧ガス容器等を回収する取組

- 一般社団法人日本産業・医療ガス協会及び一般社団法人全国高圧ガス溶材組合連合会により、毎年10月に、路上・河川等に放置されたいわゆる放置容器（LPガス容器を除く）や、納入後6か月以上経過した使用済みの貸借容器、所有者又は内容物が不明で処分を依頼された容器の回収が行われています。



The screenshot shows the homepage of the Japan Industrial and Medical Gas Association (JIMGA). The header includes the JIMGA logo, navigation links (HOME, 協会案内, 事業者の方へ, 出版物・物品の販売, 協会連絡先), and a search bar. The main content area features a section titled "放置容器を見つけたら、地方高圧ガス容器管理委員会へご連絡ください。" (If you find abandoned containers, please contact the local high-pressure gas container management committee). Below this, there is a paragraph explaining the importance of reporting abandoned containers and a link to "地方高圧ガス容器管理委員会連絡先一覧" (List of local high-pressure gas container management committee contact information). A reference note at the bottom states that the container number (アルファベット1文字+3桁の数字) can be found on the shoulder of the container, and it can be used to identify the owner via the "容器所有者登録記号番号簿" (Container owner registration number book).

2024年10月の回収結果

(本)

	放置容器	不明容器	放置&不明
酸素	136	82	218
窒素	15	37	52
アセチレン	138	108	246
炭酸ガス	80	17	97
アンモニア	2	3	5
水素	1	8	9
ヘリウム	19	5	24
フルオロカーボン	42	20	62
塩素	-	-	-
アルゴン	15	8	23
特殊ガス	3	-	3
内容物不明	13	18	31
その他	49	189	238
計	513	495	1,008

納入後6か月以上経過した使用済みの貸借容器は37,675本回収。